

横浜市立大道小学校 PTA 活動 ～ 規約・組織 ～

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 この会は、横浜市立大道小学校 PTA と言います。

第 2 条 この会は、事務局を横浜市立大道小学校内におきます。

第 2 章 目的

第 3 条 この会の目的は、次のとおりです。

1. 学校家庭及び社会における児童の福祉を増進することです。
2. 民主教育の推進をはかると共に、会員の教養を高めることです。
3. 教育的環境の改善をはかることです。

第 3 章 方針

第 4 条 この会の目的を達するために、次のような方針を定めます。

1. 教育を目的とする民主団体として活動します。
2. 営利を目的とせず、宗教的、党派的ないかなる団体にも利用されません。
3. 自主独立であって、他のいかなる団体からも支配干渉を受けません。
4. 児童、青少年の福祉のために活動する他の社会的団体や機関と協力します。
5. 教育に対して積極的に協力しますが、直接に学校管理や学校職員の人事に干渉しません。

第 4 章 会員

第 5 条 この会の会員は次のとおりとします。

1. 正会員 大道小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる保護者および学校職員。
2. 賛助会員 この会の趣旨に賛同する、学区内の地域の方。(在校児童の家庭は除く)

第 5 章 会計

第 6 条 この会の経費は、会費・自発的な寄付金を当てます。(会費は内規参照)

第 7 条 この会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとします。

第 6 章 運営本部

第 8 条 この会は、正会員(保護者)より選出された8名以上で構成されます。
会長職を置く事も可能とする。

第 9 条 運営本部の任期は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わることとします。
任期については上限2年とする。

第 10 条 削除

第 11 条 運営本部の選出および就任は、次の通り行われる。

1. 推薦委員会を構成し、候補者・会計監査委員を推薦する。
2. 委員の氏名は、全会員に通告する。
3. 候補者の氏名は、公表する前に候補者の同意を得なければならない。
4. 推薦された候補者の氏名を全会員に公示し、信任を問う。
5. 候補者に対して、全会員の3分の1以上が不信任とした場合、推薦委員会は、改めて候補者を推薦しなければならない。

第 7 章 運営本部の資格および任務

第 12 条 本会の正会員は、第 6 章に従って運営本部に選出されることができる。

第 13 条 運営本部の任務は次の通りである。

1. 本会を代表して総会および実行委員会の全てに集会を主宰する。会計監査委員を除くすべての委員長を委嘱することができる。
2. 運営本部全員で、PTA 活動等が円滑に活動できるように協力する。
3. すべての収・支を正確に記録し、会計監査を経て、4 月総会に決算報告をする。
4. 実行委員会の議事を記録し、必要に応じて通知を発送する。

第 8 章 総会

第 14 条 定期総会は、毎年1回5月までに開き、開催方法(集会・書面)を選ぶことができる。

第 15 条 総会の定足数は、委任状を認め会員の5分の1とする。議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。また、書面で議決を行う際は3分の2以上の提出をもって成立、提出の過半数をもって決議とする。

第 16 条 臨時総会は、運営本部が必要と認めたとき、召集することができる

第 9 章 実行委員会

第 17 条 実行委員会は、運営本部ならびに各委員会の正・副委員長、および校長、副校長をもって構成する。

第 18 条 実行委員会の任務は、次の通りである。

1. 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
2. 本会の目的を達成するために必要な各種の計画を立てる。
3. 総会に提出する報告書を作成する。

4. 必要のある場合は特別委員会を設ける。
5. その他、全会員により委任された事務を処理する。
6. 運営本部および委員に欠損を生じた場合には、それぞれ必要に応じて補充する。
ただし、委員長に欠損を生じた場合に限り、副が昇格する。

第19条 実行委員会の例会は、年5回程度、また運営本部が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。実行委員会は、委員の1/3以上が出席しなければ成立しない。

第 10 章 委員会およびその任務

第 20 条 委員会に、校外委員会、学年学級委員会、推薦委員会、特別委員会をおく。

第 21 条 各種委員会の正副委員長(推薦委員会を除く)は、運営本部により委嘱される。任期は1年とする。

第 22 条 学年学級委員会は、保護者間で協力し、学年学級の教育活動に助成するとともに、相互の連絡調整および親睦をはかる。(トンボ池・侍従川清掃活動の手伝いなど)
あわせて、学校教育施設の整備について協力する。(カーテン洗濯、白衣修繕など)
会員の教養を高めることに努力する。(講演会の企画や参加)
また、会員有志によるサークル活動の推進を図る。(学年親睦会などでの講習会など)
児童の保健衛生および健康増進について協力する。(体力測定の手伝い、学校保健委員会への参加など)

第 23 条 校外指導委員会は、児童の校外生活を指導し、地域の教育環境をよくすることに協力する。(地域の旗振りやスクールゾーン、あぶないよマップの作成など)

第 24 条 推薦委員会は、推薦者から候補者を決定し、すみやかに候補者として公示する。
(おおむね1月31日までは公示する。)

第 25 条 特別委員会は、特定の目的を遂行するために設ける。

第 26 条 年度予算をつくり、健全な財政の経営に協力する。

第 27 条 会計監査委員会は、運営本部経験者より選出された2名の委員によって構成される。
会計監査委員会は、年度の会計を監査して、その結果を定期総会で報告する。
年2回の会計監査。

第 28 条 特別委員会は、いかなる事業計画についても実行委員会に、はからねばならない。

第 29 条 各委員会の集会は、必要により随時開かれる。

第 11 章 改正

第 30 条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。
ただし、改正案はその内容を前もって全会員に通知しておかなければならない。

第 31 条 この規約は、令和2年6月22日から実施する。

第 32 条 この規約をもとに PTA 活動を行うが、緊急時は運営本部によって規約を改正することができる。

第 12 章 慶弔見舞金

第 33 条 慶弔見舞金は、次の通りとする。

1. 会員および児童の死亡 10,000 円
2. 教職員の死亡 10,000 円
3. 教職員の転出、退職 花束(3,000～5,000 円)
4. その他 上記以外の特別な場合は運営本部でその都度協議して決める。

付 則

(1)この規約は令和2年 6月22日から実施する。

(2)令和3年1月21日 一部改正

今後次の名称を変更する。

- ・役員 → 運営本部
- ・役員会 → 運営委員会
- ・役員候補者推薦委員 → 推薦委員

(3)令和3年7月 内規の一部変更

- ・免除内容と校外委員の選出方法について

令和4年1月 内規の一部変更

- ・総会の開催方法について

(4)令和4年5月 規約の一部変更・内規削除

- ・総会の日程、開催方法について(変更)

- ・規約改正に伴い、内規 総会の開催方法について(削除)

(5)令和5年5月 規約の一部変更・内規削除

- ・第6章 運営本部の任期を2年に設定

- ・第10章 委員会およびその任務(作業内容の削除)

- ・規約改正に伴い、内規 総会の開催方法について(削除)

<組織図>

